

令和 7 年 転 倒 災 害 発 生 状 況

確 定

	区 分	労 働 災 害 発 生 状 況 (休業4日以上)	転 倒 災 害 発 生 状 況 (休業4日以上)	比 率 (%)	備 考
業 種					
全産業計(除鉱山法適用)		③ 717	205	28.6	
製 造 業	食 料 品	28	7	25.0	
	織 維 ・ 衣 服	2	0		
	木 材 ・ 木 製 品	16	4	25.0	
	家 具 ・ 装 備 品	3	1	33.3	
	パルプ・紙・紙製品・印刷・製本	5	1	20.0	
	化 学	16	5	31.3	
	窯 業 ・ 土 石	9	1	11.1	
	鉄 鋼 ・ 非 鉄	10	1	10.0	
	金 属 製 品	11	2	18.2	
	機 械 器 具	24	1	4.2	
	そ の 他 の 製 造 業	11	4	36.4	
	小 計	135	27	20.0	
	鉱 業		2	0	
建 設 業	土 木	② 40	6	15.0	
	木 造 建 築	6	1	16.7	
	そ の 他 の 建 築	41	2	4.9	
	そ の 他	14	0		
	小 計	② 101	9	8.9	
運 交 通	道 路 貨 物 運 送	52	7	13.5	
	そ の 他 の 運 輸	10	4	40.0	
林 業	伐 木 ・ 搬 出	10	0		
	造 林 ・ そ の 他 の 林 業	15	2	13.3	
	小 計	25	2	8.0	
第 三 次 産 業	小 売 業	81	39	48.1	
	社 会 福 祉 施 設	99	43	43.4	
	飲 食 店	19	7	36.8	
	そ の 他 の 第 三 次 産 業	① 165	62	37.6	
	小 計	① 364	151	41.5	
そ の 他		28	5	17.9	

注1:表中の丸付数字は死亡者数で内数。

注2:第三次産業とは、全産業のうち、製造業、鉱業、建設業、運輸交通業、貨物取扱業、農林業、畜産・水産業を除くもの。

注3:その他とは、貨物取扱業、農業、畜産・水産業。